

岐阜県公報

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

輪之内町の区域内の字の区域変更

救急診療所の認定

主要農作物の奨励品種に関する告示の一部改正

保安林に指定する予定である旨の通知

解除予定保安林とする旨の通知

道路の供用開始

羽島都市計画下水道事業の変更許可

御高都市計画下水道事業の変更許可

保安林の指定予定

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

保安林に指定する予定である旨の通知

公共測量の実施

(税務課) 八八三

(市町村課) 八八三

(医療整備課) 八八四

(農産園芸課) 八八四

(治山課) 八八四

(同) 八八六

(道路維持課) 八八六

(下水道課) 八八七

(同) 八八七

(下呂農林事務所) 八八七

(環境生活政策課) 八八八

(治山課) 八八八

(用地課) 八八八

告示

岐阜県告示第五十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社大見商店	後藤 知春	関市新町三番地	平成二一・一一・一五

岐阜県告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、輪之内町の区域内の字の区域を変更した旨輪之内町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
中郷新田字道下	中郷新田字道上の一部、字東割の一部、字西平の一部、藻池
海松新田字三軒屋	中郷新田字道下の一部、字西平の一部

下大樽新田字小
坪

中郷新田字道下の一部 字西平の一部

この処分は、県営土地改良事業（道下地区）に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲示場

県庁及び輪之内町役場

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成二十三年二月四日から

同 年二月二十五日まで

岐阜県告示第五十六号

次の医療機関を救急診療所として平成二十三年二月一日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名

所 在

地

有効期限

金 森 病 院

大垣市荒尾町五八番地

平成二六・一・三一

岐阜県告示第五十七号

主要農作物の奨励品種に関する告示（平成四年岐阜県告示第百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一の表平坦地帯の部つる中の項中、「ハツシモ、コシヒカリ」を、「コシヒカリ」に改める。

岐阜県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字カギ山二四八五八の一から二四八五八の三まで、二四八五八の五、二四八五八の七、二四八五八の一〇、二四八五八の一、二四八五八の二〇、二四八五八の二三、二四八六六の一、二四八六七、二四八六九、二四八七四の三、二四八七七の二、二四八七八の一、二四八七八の二、二四八七九の二、二四八八〇の二、二四八八〇の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字カギ山二四八五八の一から二四八五八の三まで、二四八五八の五、二四八五八の一、二四八五八の二〇、二四八六七、二四八七四の三、二四八七八の二、二四八七九の二、二四八八〇の二、二四八八〇の六、二四八五八の二三・二四八七七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
本巢市根尾下大須字鍋倉一四二七の三から一四二七の六まで、一四三四の九
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鍋倉一四二七の四から一四二七の六まで、一四三四の九
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に
備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市金山町戸部字中戸川谷上二二四五の一、二二五〇、二二五二の一、二二五九、
二二六〇
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
不破郡垂井町伊吹字西谷二二六三
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町春日川合字樽谷三二八三の一、三二八三の三三三から三二八三の三八まで、三二八三の四〇、三二八三の四三から三二八三の四五まで、三二八三の四七から三二八三の六〇まで、三三〇二の一、三三〇二の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字樽谷三二八三の四四（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美濃市大字長瀬字西ヶ洞八四四の四、八四四の五、大字片知字火打平二六四八の六、二六四八の八から二六四八の二二まで、二六四八の二五から二六四八の一七まで、二六五〇の二、二六五〇の四から二六五〇の一〇まで、二六五〇の一二、二六五〇の一三、二六四八の一・二六五〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- (一) 次の図は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
四百十七 号		揖斐郡揖斐川町徳山字岩蔓 九二六番四地先から			二六〇	平成 三・二四	平成 二〇・三・八
		同郡同町同字同 九二四番四地先まで					

岐阜県告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、羽島都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

羽島市

二 都市計画事業の種類及び名称

羽島都市計画下水道事業 羽島市公共下水道

三 事業施行期間

平成二十二年十二月十八日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、御嵩都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

可児郡御嵩町

二 都市計画事業の種類及び名称

御嵩都市計画下水道事業 御嵩町公共下水道

三 事業施行期間

平成二十二年十二月十八日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

下呂市馬瀬惣鳥字くずば畑一八二五、一八一七の四、一八一七の六、一八一八から一八二〇まで、字葛谷一八三二、一八二七、一八二九、一八三〇、一八三三、一八三三、一八四七の一、一八四七の五、一八四七の二、一八四七の三四、一八四七の三六、一八四七の三八、字虫喰一八五二の一四から一八五二の一六まで

二 指定の目的

魚つき

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

公 示

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年一月六日
 - 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コミュニティサポートスクエア
 - 三 代表者の氏名 杉浦 陽之助
 - 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市福富笠海道一七四番地六
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、現代社会や地域において孤独、孤立、生活不安といった生きづらさを抱えている若者を中心とした市民に対して、安心および安定した生活を営む為の支援や相談、及び福祉や地域づくり推進に関する事業を行い、新しいコミュニティの形を構築することで、広く地域社会の活力増進に寄与することを目的とする。
- 保安林に指定する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知について、相

手方の所在が不明であるので、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を下呂市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 所在が不明な相手方の登記簿上の住所及び氏名
益田郡金山町戸部二番戸 清水講々長金山波太郎
- 二 通知の要旨
平成二十三年二月四日付け岐阜県告示第六十号のとおり、森林が保安林に指定される予定である。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
多治見市
- 二 作業種類
公共測量（写真地図作成）
- 三 作業期間
平成二十二年十一月一日から
同二十三年三月二十八日まで
- 四 作業地域
多治見市（九一・二四平方キロメートル）

平成二十三年二月四日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ ー ブイ・アール・テクノセンター